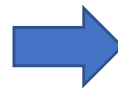


ICT活用工事 試行要領改正および対象工種拡大

【従 前】



【改正（令和5年6月15日～）】

【ICT土工】
○対象、発注方式 同左
○施工プロセス 受注者希望型で施工プロセスの各段階の一部を活用する場合、
②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT土工】
○対象、発注方式 同左
○施工プロセス 受注者希望型で施工プロセスの各段階の一部を活用する場合、
②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

ICT土工とセットで実施

ICT土工とセットで実施

【ICT作業土工(床掘)】受注者希望型のみ
②⑤の段階における ICT施工技術
の活用を必須。(④は対象外)

【ICT付帯構造物設置工】受注者希望型のみ
②④⑤の段階におけるICT施工技術
の活用を必須。(③は対象外)

【ICT作業土工(床掘)】受注者希望型のみ
②⑤の段階における ICT施工技術
の活用を必須。(④は対象外)

【ICT付帯構造物設置工】受注者希望型のみ
②④⑤の段階におけるICT施工技術
の活用を必須。(③は対象外)

【ICT舗装工】
○対 象 舗装面積(路盤工)2,000m² 以上の工事
○発注方式 受注者希望型のみ
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT舗装工】
○対 象 舗装面積(路盤工)2,000m² 以上の工事
○発注方式 受注者希望型のみ
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT河川浚渫】
○対 象 浚渫数量1,000m³ 以上の工事(バックホウ浚渫船)
○発注方式 受注者希望型のみ
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT舗装工(修繕工)】
○対 象 切削オーバーレイ工、路面切削工
○発注方式 受注者希望型のみ
○施工プロセス ①②⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT地盤改良工】
○対 象 路床安定処理工、表層安定処理工、固結工
○発注方式 受注者希望型のみ
○施工プロセス ②③④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT河川浚渫】
○対 象 浚渫数量1,000m³ 以上の工事(バックホウ浚渫船)
○発注方式 受注者希望型のみ
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT法面工】
○対 象 植生工、吹付工、吹付法砕工
○発注方式 受注者希望型のみ
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。
(③は対象外)

【ICT地盤改良工】
○対 象 路床安定処理工、表層安定処理工、固結工
○発注方式 受注者希望型のみ
○施工プロセス ②③④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT法面工】
○対 象 植生工、吹付工、吹付法砕工
○発注方式 受注者希望型のみ
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。
(③は対象外)